

宿泊約款(Terms & Conditions for Accommodation Contract)

(適用範囲)

第1条 えん家(以下、当宿)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当宿に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊する代表者の氏名、電話番号
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻、人数、年齢区分(大人、中学生未満、三歳未満)
 - (3) その他当宿が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当宿が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当宿は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 当宿の近隣住民に対し一方的な迷惑行為等が認められるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当宿に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 当宿は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後21時(あらかじめ到着予定が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。
- (2) 当宿は、宿泊客が連絡をしないで到着予定時刻になっても到着しない時又は、到着予定時刻を2時間以上過ぎて連絡のない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。
- (3) 違約金申し受け規定として宿泊日当日に解除した場合は、第1日目の宿泊料金の100%、前日の17時以降に解除した場合100%とします。

(当宿の契約解除権)

第6条 当宿は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲<過度に負担をかけない範囲>を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

(8) 宿泊契約が成立していない第三者を無断で宿泊させた時

2. 当宿が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当宿のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当宿が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当宿の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当宿は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当宿内においては、当宿が定めて宿内に掲示した約款および利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第10条 宿泊料金は、予約時に予約サイトまたはえん家が提示する料金によるものとします。なお、3歳未満のお子さまは宿泊料金を無料とします。ただし、宿泊人数には含まれるものとします。
追加サービス(体験プランなど)をご利用の場合は、別途料金が発生します。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、予約サイトで予約された場合は、そのサイトより支払っていただきます。
当宿にて支払う場合は宿泊客の受付の際又は当宿が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当宿が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けず。

備考

広島県の条例施行に伴い、令和8年(2026年)4月1日以降のご宿泊分より、宿泊税が課税されることになりました。
これにより、当宿にご宿泊されるお客様におかれましては、**宿泊料金とは別に**、宿泊税をお支払いいただくこととなります。
本制度は、広島県が定めるものであり、地域の観光振興および持続的な地域づくりを目的として活用されます。

【宿泊税の概要】

課税開始日 令和8年4月1日以降のご宿泊分

お支払い方法 現地にてお支払い

税額 宿泊料金6000円(税抜)以上の場合、おひとり様1泊あたり200円

※税額や制度の詳細につきましては、広島県の公式発表をご確認ください。

お客様にはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(当宿の責任)

第11条 当宿は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第12条 当宿は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

(寄託物等の取扱い)

第13条 当宿は現金並びに貴重品についてはお預かり致しません。各自の責任においての保管をお願いしております。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第14条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿に到着した場合は、当宿が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客が当宿に到着した際にお渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

(駐車場の責任)

第15条 宿泊客が当宿の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第16条 宿泊客の故意又は過失により当宿が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿に対し、その損害を賠償していただきます。

(フリーWi-Fiの使用)

1. 当民宿内外からのコンピューター通信(当民宿のフリーWi-Fiを利用する場合を含むが、これに限られない)のご利用にあたりましては、宿泊者自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断したり、その他コンピューターウイルスに感染したりするなど、宿泊客がいかなる損害を受けた場合においても、当民宿は一切の責任を負いません。
2. フリーWi-Fiの利用に際し、当民宿や第三者等に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

